

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和7年8月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	2 2：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5：介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7：介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9：介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 A：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2：Ⅱ型介護医療院」 「3：特別介護医療院（人員配置区分 2：Ⅱ型）」 5 2：介護保健施設サービスの「施設等の区分」欄 「1：介護保健施設（Ⅰ）」 「5：介護保健施設（Ⅱ）」 「7：介護保健施設（Ⅲ）」 「9：介護保健施設（Ⅳ）」 5 5：介護医療院サービスの「施設等の区分」欄 「2：Ⅱ型介護医療院」 「3：特別介護医療院（人員配置区分 2：Ⅱ型）」 2 5：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5：介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7：介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9：介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 B：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2：Ⅱ型介護医療院」 「3：特別介護医療院（人員配置区分 2：Ⅱ型）」	「その他該当する体制等」欄の「室料相当額控除」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。